

議 会

2月20日から3月24日までの会期
市議会2月定例会の主な内容をお知らせします
問い合わせ 総務課 田中 ☎(23) 0050

令和7年度一般会計補正予算
(第10号)

令和7年度の10回目の補正で、18億2697万2千円を減額し、補正後の総額を274億7403万2千円としました。
今回の補正予算では、国の補正予算により、前倒し実施となる新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金などの計上や利用者などの増加による障害自立支援給付費の増額などのほか、各事業の決算見込みから生じる不用額、市税などの決算見込みによる増額を財政調整基金へ繰り戻すための予算措置などを行いました。

令和8年度一般会計予算

令和8年度一般会計の歳入歳出予算は245億円で、前年度比2億5千万円、1.0%の減となり、過去2番目の予算額となりました。
第3次総合計画前期基本計画の最終年度として、推進してきたさまざまなプロジェクトが実現に向けて大きく前進する年にするため、令和8年度予算を「未来への投資予算」として、未来を見据えた取組を推進するための予算を計上しました。

具体的には、富士山型ネットワークの充実を図るための静波地区および地頭方地区の沿岸部活性化事業、にぎわい創出拠点としての高台開発事業、ゼロカーボンの実現に向けた取組として家庭用創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助金、DXの推進では物価高対策も含めた「まきペイ」の推進、未来を担う子どもたちのための義務教育学校の整備、安全・安心を図るため災害時に避難所となる学校体育館への空調設備の設置などの予算措置を行いました。

この他、▼令和7年度一般会計補正予算(第11号)▼特別会計に関する7年度補正予算▼特別会計及び水道事業会計に関する8年度予算▼牧之原市細江コミュニティセンター条例の一部を改正する条例▼牧之原市国民健康保険条例の一部を改正する条例▼牧之原市手数料条例の一部を改正する条例▼静岡市消防局牧之原消防署榛原出張所改修工事請負契約の一部変更について▼牧之原市指定金融機関の指定について▼市道路線の認定について▼副市長の選任について、などが可決されました。

募 集

牧之原市の未来を一緒に作る仲間を募集
令和9年度4月採用 市職員募集
問い合わせ 総務課 大石 ☎(23) 0051

牧之原市の未来のために働く市の職員を募集します。
募集内容や試験案内などの詳細は、市ホームページで公開しています。



ホームページ

募集職種・人数

- 【一般募集枠】
- ① 一般事務(大卒) 〓 8人程度
- ② 一般事務(短大・専門学校卒) 〓 若干名
- ③ 一般事務(高校卒) 〓 若干名
- ④ 土木技術員(大学・短大・専門学校卒) 〓 若干名

募集期間

- ▼①、②、④、⑥、⑦ 〓 5月11日(月)～6月15日(月)
- ▼③、⑤ 〓 6月29日(月)～7月27日(日)
- ▼⑧、⑨ 〓 6月29日(月)～7月21日(日)

税 金

65歳以上の年金所得のある皆さんへ
公的年金からの住民税の引き去り(特別徴収)制度
問い合わせ 総務課 平岡 ☎(23) 0035

65歳になると、個人住民税を納付する義務がある人については、公的年金から住民税の引き去りが始まります。

年金所得分の住民税は、年金から引き去りが行われますが、年金所得以外に給与や事業所得がある人は、今までどおり給与からの引き去りや口座振替、納付書による

納付となります。
① 令和8年4月1日現在65歳の人
今年の10月に支給される年金から年金所得分の住民税の引き去り
② 令和8年4月1日現在66歳以上の
前年に引き続き、今年の4月に支給される年金から年金所得分の住民税の引き去り

年金引き去りの例

令和8年4月1日現在65歳の人で、令和8年度の公的年金の住民税年税額が6万円の場合 *割合=年税額に対する割合。

納付方法	年金からの引き去り					
	口座振替または納付書	6月	8月	10月	12月	2月
納期						
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
割合	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6	1/6

令和8年4月1日現在66歳以上の人で、令和7年度の公的年金の住民税年税額が6万円かつ令和8年度の公的年金の住民税年税額が63,000円の場合

納付方法	年金からの引き去り						
	納期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円
		(前年度年税額÷2)÷3		{年税額-(4・6・8月分)}÷3			

公的年金から住民税の引き去りを行わない人

▶ 4月1日現在65歳になっていない人 ▶ 年金収入はあるものの年金所得が発生しない人 ▶ 介護保険料が年金から引き去りされていない人

公的年金から住民税の引き去りが中止になる人

▶ 公的年金所得に係る個人住民税額に変更があった人 ▶ 市から転出された人やお亡くなりになられた人 ▶ 介護保険料の引き去りが中止になった人 など

* 転出・税額変更になる場合でも一定の要件を満たすことで引き去り(特別徴収)が継続されます。

防 災

家庭内の防災対策を進めましょう
個人向け防災補助金について
問い合わせ 危機管理課 伊藤 ☎(23) 0056

大規模地震災害に備え、自宅の耐震化や家屋内の防災対策は重要です。防災対策を進めるうえで、次のような補助金制度がありますので、ご活用ください。

【申請方法】

- 申請書および必要書類を危機管理課(市役所榛原庁舎4階)に提出してください。(申請書は市ホームページ内「補助金等」の各ページからダウンロードできます)
- 申請書の提出は必ず、購入前または工事の発注前としてください。



ホームページ

補助金名	補助内容	補助率	補助対象	限度額
家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業	65歳以上の高齢者のみの世帯に対して、家庭内家具等転倒防止器具取付サービスを利用する人に対する補助	-	【世帯】 市内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯 【家具等】 タンス、食器棚、冷蔵庫など 【取付台数・回数】 1世帯当たり5台まで(1世帯当たり1回限り)	家具1台につき5,400円 ※取付家具などは実費負担
感震ブレーカー等設置事業費補助金	地震発生時の通電火災を防ぐために、感震ブレーカーなどを設置する人に対する補助	3分の2	【対象者】 次のいずれかの条件を満たす人 ▶ 市内に住宅を所有し、または居住している個人で、当該住宅に感震ブレーカーなどを設置しようとする人 ▶ 市内に戸建住宅を新築する個人で、当該住宅に感震ブレーカーなどを設置しようとする人 【対象機器の規格】 一般社団法人日本配線システム工業会が定める規格で、感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の構造および機能を有するもの	5万円 ※新築一律1万円
飲料水タンク設置普及事業費補助金	非常用飲料水を確保するために、飲料水の備蓄可能な貯水槽などを設置する人に対する補助	2分の1	【住宅】 市内に建築された、個人の所有する居住を目的とした建物 【飲料水タンク】 ステンレス製で水道事業管理者が承認する飲料水を備蓄可能な貯水槽など	15万円(1基あたり)
災害時協力井戸水質検査費補助金	災害時における生活用水を確保するため、災害時協力井戸の登録対象者に対する補助	-	【経費】 災害時協力井戸の登録を希望する井戸の水質検査に要する費用	11,000円

※いずれも工事の実施前に事前申請が必要です(特に「飲料水タンク設置普及事業費補助金」)。詳しくはお問い合わせください。

地域

市民活動団体の活動費を支援します

問い合わせ 地域振興課 浅野 ☎(23) 0053

市民活動とは、「市民が公益的な目的を持って自主的に活動すること」を指し、個人の活動からグループでの活動まで、さまざまな形があります。
市民活動をより良い方向に進めていくために、市では令和8年度から市民活動団体の活動費を助成します。この支援によって、団体の交流や協働の促進につながるようにご活用ください。



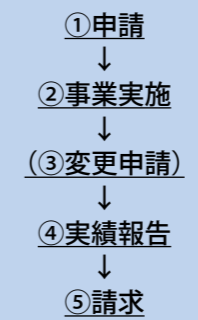
活動費助成の概要

対象事業
公益事業（地域課題の解決、地域活性化など）
対象団体
以下の条件に全て当てはまること
▼構成員5人以上、市内に活動拠点を置く市民活動団体
▼市の市民活動団体登録をしている団体
※対象外となる団体
▼政治的、宗教的、親睦行事、営利目的など
▼他の公的補助（国、県、市）を受けている団体

補助額（補助率・限度額など）
対象経費の2分の1、上限3万円
※予算額に達し次第、募集を終了します。
対象経費
報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信費、保険料、賃借料など
申請方法
詳細は、市ホームページをご覧ください。か、地域振興課にお問い合わせください。



書類提出の流れ



登録制度

市民活動団体の活動状況を把握させていたため、登録制度を実施しています。
活動の様子をより知っていただくため、登録していた団体などの活動を市ホームページなどで紹介しています。
登録制度
市民活動団体の活動状況を把握させていたため、登録制度を実施しています。
活動の様子をより知っていただくため、登録していた団体などの活動を市ホームページなどで紹介しています。



健康

「日本一女性にやさしいまち」に向けて
不妊治療にかかる費用の助成額を拡充します

問い合わせ 健康推進課 八木 ☎(23) 0027

令和8年度から、これまで不妊治療の対象経費の2分の1だった助成額を「全額助成」に拡充します。拡充に伴い、一度夫婦一組当たりの助成限度額を30万円から100万円へ拡充します。
詳細は、市ホームページをご覧ください。



助成額 ※全額助成

医師の判断に基づく不妊治療の終了日が、令和8年4月1日以降の場合（令和8年3月31日以前に治療を終了した場合は、助成額は2分の1となります）

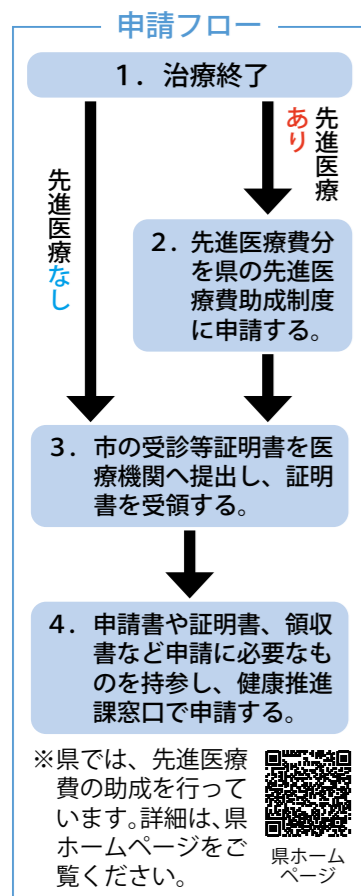
対象者
▼不妊治療を受けた夫婦で、不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された夫婦

▼妻の治療開始年齢が43歳未満の夫婦
▼市税の滞納がない者
▼法律上婚姻している夫婦（事実婚含む）
▼夫婦の少なくとも一方が市内に住所を有する者

対象となる不妊治療

▼一般不妊治療・タイミング法、人工授精
▼生殖補助医療・体外受精、顕微授精、男性不妊の手術
※保険診療を併用できる先進医療費を含みます。
※第三者の精子・卵子などを用いた不妊治療や保険診療をしていない医療機関での治療は対象外

申請期限
治療終了日の翌日から起算して1年以内



就職

「地元で働く」を応援する支援制度について

問い合わせ 商工企業課 今村 ☎(53) 2647

地方就職学生支援金
① 学生にとって負担になりやすい初期費用をサポート
東京圏の大学などに通う学生が市内企業へ就職し、市内へ移住する場合に、就職活動時の交通費や引っ越しにかかる費用の一部を支援します。



対象者
① 東京圏の大学・大学院に在学している、または卒業見込の学生
② 卒業後、市内の企業へ就職する予定の人
③ 就職に伴い、市内へ移住する意志のある人
ほか

支援内容
▼ 就職活動にかかる交通費 上限5940円
▼ 市内への移住に伴う転居費用 上限6万6千円

中小企業等奨学金返還支援制度
① 奨学金返還の負担を軽くしながら牧之原市で働くこと
奨学金を返還している若者を雇用した中小企業などが、返還支援を行った場合に、県と市がその費用の一部を補助します。

また、市では従業員の奨学金返還を支援する事業者を募集しています。制度導入には、就業規則など

「おかえりプロジェクト」とは、市内で育った子どもたちが、ふるさとの未来のために活躍できるように、市・地域の企業・金融機関が連携して、進学や就職を応援するプロジェクトです。
【おかえりローン】 金利2.0%以下
本プロジェクト賛同金融機関が提供する、通常の教育ローンの金利（2.3%～3.5%）よりも低金利で利用できる教育ローンです。
【おかえり教育奨励金】 最大24万2千円
市に戻り、本プロジェクト賛同企業に就職すると、おかえりローンの利子相当分を助成します。
【スキルアップ応援金】 20万円
スキルアップ応援金賛同企業へ就職後、市内に住みながら5年間勤めると、市と企業から各10万円ずつ計20万円を支給します。



健康

RSウイルス予防接種（定期接種）が開始
4月からの予防接種の変更点についてお知らせ

問い合わせ 健康推進課 三田 ☎(23) 0027



予防接種は、病気にかからないことや、かかっても重くならないことを目的として実施します。予防接種法によって、対象疾病、対象者および接種期間が定められています。ご自身の対象の予防接種をご確認ください。

RSウイルス予防接種について
（令和8年4月新規開始）

妊婦を対象とした母子免疫ワクチンである「RSウイルスワクチン」がA類疾病に位置づけられました。無料で接種ができます。対象者には個別で通知を送付、または母子健康手帳の交付時に予防票をお渡ししています。

子宮頸がん予防接種について
（ワクチンの変更）

対象者は、小学校6年生～高校1年生相当です。定期接種のワクチンは、「9価ワクチン（シルガード9）」のみとなります。なお、平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれに接種する「キャッチアップ接種」は終了しました。

帯状疱疹予防接種（定期接種・B類疾病）について

今年度対象者（※）には予防票を3月末に個人通知しています。接種を希望する場合には、令和9年3月末までに接種を完了してください。なお、帯状疱疹予防接種（任意予防接種）の助成は終了しました。
※65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人

60歳以上65歳未満の人であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能の障害などがあり日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人は、定期予防接種（B類疾病）の対象となりますので、健康推進課にお問い合わせください。

観光

RIDE ON MAKINOHARA
令和8年度誘客キャンペーンが始まります

問い合わせ 観光課 齋藤 ☎(53) 2623

海水浴シーズンから年末までの期間（7月～12月）に市内施設に宿泊すると、商品券がもらえる「誘客キャンペーン」が始まります。商品券を市内での飲食や体験、土産購入などに使用してもらおうとにより、市内の経済活性化を図ります。



詳細は、市ホームページをご覧ください。

期間

7月17日（金）～（チェックイン）令和9年1月1日（金）（チェックアウト）

対象

全都道府県民で、市内宿泊施設に宿泊する先着1万人
※定員に達したら終了。

助成額

1人あたり1泊につき、3千円分の商品券を配布。
※1人あたり宿泊費3千円以上が対象。（宿泊費とは、素泊まりや1泊朝食付き、1泊2食付きの基本料金のこと）
※上限1泊まで。（2泊以上した場合も1泊分3千円の商品券の場合も）

みを支給）
※商品券は、商工会登録店舗、宿泊施設での飲食費など（宿泊費以外）、飲食店や体験施設、土産の購入などに使用できます。

対象施設

市内宿泊事業者の24施設（予定）

利用の流れ

- ① 宿泊希望者は、市内の宿泊施設に直接申し込んでください。
- ② 宿泊時に商品券を配布します。
- ③ 受け取った商品券を、利用可能店舗にて使用してください。（支払い合計額から商品券分を差し引いた金額を、店舗にお支払いください。）



商品券の使用例（上海の家、道の駅）

支援

生活にお困りの人の相談を受け付けます
生活困窮者自立支援事業を実施しています

問い合わせ 社会福祉課 鈴木 ☎(23) 0078

市では、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある人への支援「生活困窮者自立支援事業」を実施しています。暮らしの中で不安や困り事を抱えている人の相談を受け、地域社会の中で生活を立て直し、自立していけるように一緒に考えていきます。一人で悩まずご相談ください。

自立相談支援事業	生活困窮に関する一般的な相談を幅広く受け付け、支援策を検討し、ハローワークなど各種相談機関と必要に応じて、連携しながら支援を行います。
家計相談支援事業	「公共料金が支払えない」、「収入があるのに生活がうまく回らない」、「借入金が多い」などの生活困窮者に対して、自らが家計の管理をできるように支援を行います。
就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに一般就労に就くことへの不安がある生活困窮者に対して、一定期間のプログラムに沿って、一般就労のための基礎能力を養いながら就労活動に向けた支援を行います。
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮などの理由で、十分な学習の機会に恵まれない子どもに、学習の機会を提供するとともに、家庭における生活や環境改善および進学に対する保護者の理解を高めて、将来の自立につながるよう支援を行います。
住居確保給付金	失職などにより経済的に困窮し、住居を失った、あるいは失う可能性のある人に対し、家賃相当額の「住居確保給付金」を支給します。（一定の要件あり）
居住支援事業	住居を持たない生活困窮者に衣食住の提供および自立に向けて就労支援を行います。

募集

任期は令和8年12月1日～令和11年11月30日の3年間
「牧之原市農業委員会委員」と「牧之原市農地利用最適化推進委員」

「牧之原市農地利用最適化推進委員」の推薦と募集を実施します
問い合わせ 牧之原市農業委員会事務局（農林水産課） 加藤 ☎(53) 2618

令和8年11月30日をもって、農業委員会委員および農地利用最適化推進委員が任期満了となるため、両委員の推薦と募集を行います。

農業委員会委員

農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進などの職務を適切に行うための農業委員会委員を、市議会の同意を得て任命します。

▼推薦および募集期間 6月1日～30日

▼定数 17人

▼推薦および募集の方法 ①地区または農業者からの推薦 ②農業者の組織する団体その他の関係者からの推薦 ③一般募集
▼資格 農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人

※ただし、次のいずれかに該当する人は除く。①破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない人 ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人 ③牧之原市暴力団排

除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者 ④推薦を求めおよび募集を始める月の初日において20歳未満の人 ⑤法令等上義務が禁止されている職についている人

▼任期 令和8年12月1日～令和11年11月30日（3年間）

▼職務内容 農地法などに基づく許認可業務（総会への出席や現地調査など）や、農地利用の最適化推進業務（担い手への農地集積・集約化の推進活動、荒廃農地の発生防止・解消の推進活動、農業への新規参入の支援など）、農地利用最適化推進委員との連携など
▼報酬 会長 月額2万6千円、副会長 月額2万1千円、委員 月額2万円

農地利用最適化推進委員

農地などの利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員を、農業委員会からの委嘱により設置します。

▼推薦および募集期間 6月1日～30日

▼定数 20人

▼推薦および募集の方法 ①地区または農業者からの推薦 ②農業者の組織する団体その他の関係者からの推薦 ③一般募集
▼資格 農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人

※ただし、前段に記載されている「農業委員会委員資格のただし書き」のいずれかに該当する人は除く。

▼任期 令和8年12月1日～令和11年11月30日（3年間）

▼職務内容 担当する区域において農地利用の最適化推進業務（担い手への農地集積・集約化の推進活動、荒廃農地の発生防止・解消の推進活動、農業への新規参入の支援など）や、農業委員と連携し担当する区域の許認可業務補佐など
▼報酬 月額2万円

身分や手続き方法、選考などの詳細については、市ホームページを確認してください。

情報の公表

農業委員会等に関する法律施行規則の規定により、推薦・募集期間の中間および期間終了後に市ホームページなどで情報を公表します（「推薦を受ける人または募集に応募した人の氏名、職業、年齢、性別、農業経営の状況」「推薦をする人の氏名、職業、年齢、性別」「推薦または応募の理由」など）。※詳細は市ホームページに記載。

申込方法・提出先

窓口や市ホームページにある様式に必要な事項を記入の上、添付書類とともに期限までに郵送（必着）または持参（平日午前8時15分～午後5時）により提出。
※推薦および応募に係る書類は返却しません。
[提出先]
〒421-0592 牧之原市相良275番地
牧之原市役所 牧之原市農業委員会事務局（農林水産課内）